

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年9月15日

静岡市長 田辺 信宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区商業施設
静岡市葵区柚木 (東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区)

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三菱地所株式会社 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 代表取締役 杉山 博孝

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

30,000 平方メートル

6 施設の配置に関する事項 (位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	1,693 台
駐輪場の位置及び収容台数	1,030 台
荷さばき施設の位置及び面積	560 平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	110 立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項 (位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項 目	届出内容
開店時刻	9 時
閉店時刻	24 時
駐車場を利用できる時間帯	8 時から 1 時まで
駐車場の出入口の数及び位置	6 箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	24 時間

8 届出年月日

平成23年9月8日